

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項及び道央廃棄物処理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例（平成29年11月6日条例第1号）の規定により、次のとおり道央廃棄物処理組合が設置する焼却施設に係る生活環境影響調査結果を縦覧するとともに意見の募集を行います。

令和2年12月8日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

縦覧内容	縦覧図書：道央廃棄物処理組合焼却施設設置に係る生活環境影響調査報告書 実施した生活環境影響調査の項目：大気質、騒音、振動、交通量、悪臭
縦覧期間及び時間	令和2年12月8日(火)から令和3年1月7日(木) 縦覧を行う関係市町の開庁時間内(土曜日、日曜日、祝日は除きます。) 道央廃棄物処理組合事務局 午前8時45分から午後5時15分まで 千歳市・北広島市役所 午前8時45分から午後5時15分まで 南幌町・由仁町役場 午前8時30分から午後5時まで 長沼町・栗山町役場 午前8時30分から午後5時15分まで
縦覧場所	道央廃棄物処理組合事務局(千歳市西庁舎2階)及びホームページ 千歳市役所(本庁舎1階：環境課)、北広島市役所(4階：環境課)、南幌町役場(1階：住民課)、由仁町役場(1階：住民課)、長沼町役場(1階：税務住民課)、栗山町役場(2階：環境政策課)
縦覧の申込み	各縦覧場所に申込書を用意しておりますので、住所、氏名等の必要事項を記入のうえ、お申込みください。印鑑は必要ありません。
施設の概要	施設の名称：道央廃棄物処理組合焼却施設 施設の設置場所：千歳市根志越2533-1、2534-1ほか 施設の種類：一般廃棄物焼却施設 処理対象物：焼却対象ごみ(家庭系・事業系一般廃棄物、千歳市及び北広島市の産業廃棄物) 処理能力：158t/24時間
意見書の提出	施設の設置に関して利害関係がある方※は、道央廃棄物処理組合管理者に生活環境保全上の見地から意見書を出すことができます。 ※周辺に居住する方または周辺で事業を営んでいる方
意見書の提出期間	令和3年1月8日(金)から令和3年1月21日(木)まで 持参の場合、期間中の平日午前8時45分から午後5時15分まで受付します。 郵送、FAX、電子メールの場合、令和3年1月21日(木)必着とします。
意見書の提出先	持参の場合：道央廃棄物処理組合 施設課 郵送の場合：〒066-0042 千歳市東雲町2丁目34番地6(千歳市役所西庁舎2階) 道央廃棄物処理組合 施設課 FAXの場合：0123-23-0053 電子メールの場合：info@douou53kumiai.jp
意見書の取扱いについて	提出された意見書については組合の見解をまとめ、組合ホームページで公表する予定です。(個別の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。)また、意見書を提出された方の個人情報等は公表しません。
問い合わせ先	道央廃棄物処理組合 施設課 〒066-0042 千歳市東雲町2丁目34番地6(千歳市役所西庁舎2階) TEL：0123-40-5300 FAX：0123-23-0053